

日医発第1608号（介護）

令和8年1月7日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

「令和6年介護サービス施設・事業所調査の概況」送付について

平素より介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、令和6年介護サービス施設・事業所調査の結果がまとまり、厚生労働省より当該資料を入手致しましたので、ご送付申し上げます。

本調査は、全国の居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び介護保険施設を調査対象とし、介護サービスの提供体制、提供内容等の状況を把握するために毎年行われ、令和6年10月1日現在の状況について調査を実施しています。

なお、本資料につきましては、厚生労働省のホームページにおいて、下記のアドレスで公開されておりますので、あわせてお知らせいたします。介護保険制度運営等の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

記

○添付資料

- ・令和6年介護サービス施設・事業所調査の概況（令和7年12月19日公表）

※厚生労働省ホームページ・掲載アドレス

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service24/index.html>

以上

令和7年12月19日
【照会先】
政策統括官付参事官付社会統計室
室長 安川 学
室長補佐 岸 泰弘
介護統計第一・二係(内線 7567・7568)
(代表電話) 03-5253-1111
(直通電話) 03-3595-3107

令和6(2024)年 介護サービス施設・事業所調査の概況

目 次

調査の概要	1頁
結果の概要	
1 施設・事業所の状況	
(1) 施設・事業所数	3頁
(2) 介護保険施設の定員	4頁
(3) 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所者数、利用率	4頁
(4) 開設(経営)主体別施設・事業所の状況	5頁
2 従事者数の状況	6頁
参考表	7頁
用語の定義	8頁

令和6(2024)年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載しています。
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)

(2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所については層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数(休止中を含む。)を調査客体とした。

調査の対象及び客体数

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
総 数	258 731	225 140	220 663	87.0
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 625	7 929	7 925	91.9
介護老人保健施設	4 229	3 886	3 875	91.9
介護医療院	924	851	847	92.1
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 509	1 318	1 296	87.3
介護予防訪問看護ステーション	17 941	15 985	15 716	89.1
介護予防通所リハビリテーション	8 268	7 662	7 407	92.7
介護予防短期入所生活介護	11 480	10 256	10 151	89.3
介護予防短期入所療養介護	4 747	4 335	4 297	91.3
介護予防特定施設入居者生活介護	5 466	4 598	4 582	84.1
介護予防福祉用具貸与	7 782	6 534	6 445	84.0
特定介護予防福祉用具販売	7 720	6 517	6 433	84.4
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 411	3 077	2 823	90.2
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 167	4 508	4 424	87.2
介護予防認知症対応型共同生活介護	14 084	12 837	12 751	91.1
介護予防支援事業所	※ 4 968	4 493	4 484	90.4
居宅サービス事業所				
訪問介護	※ 13 297	10 029	9 625	75.4
訪問入浴介護	1 677	1 450	1 419	86.5
訪問看護ステーション	18 534	16 472	16 193	88.9
通所介護	※ 15 693	13 285	13 148	84.7
通所リハビリテーション	8 324	7 713	7 453	92.7
短期入所生活介護	12 053	10 771	10 664	89.4
短期入所療養介護	4 845	4 423	4 384	91.3
特定施設入居者生活介護	5 982	5 019	5 012	83.9
福祉用具貸与	7 920	6 591	6 498	83.2
特定福祉用具販売	7 760	6 537	6 451	84.2
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 505	1 230	1 181	81.7
夜間対応型訪問介護	250	205	190	82.0
地域密着型通所介護	19 473	15 688	15 409	80.6
認知症対応型通所介護	3 694	3 332	3 055	90.2
小規模多機能型居宅介護	5 618	4 910	4 822	87.4
認知症対応型共同生活介護	14 439	13 154	13 089	91.1
地域密着型特定施設入居者生活介護	374	327	324	87.4
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	1 091	930	914	85.2
地域密着型介護老人福祉施設	2 560	2 354	2 348	92.0
居宅介護支援事業所	※ 7 321	5 934	5 028	81.1

注:1)調査客体数は、基本票の活動中又は休止中の施設・事業所数である。「※」は抽出後調査票を配布した事業所数である。

2)回収客体数は、詳細票を回収した施設・事業所数である。

3)集計客体数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

4)回収率(%)=「回収客体数」÷「調査客体数」×100で算出している。

3 調査の時期

令和6(2024)年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員

② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

(2) 詳細票

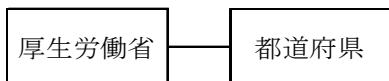
① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等

② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

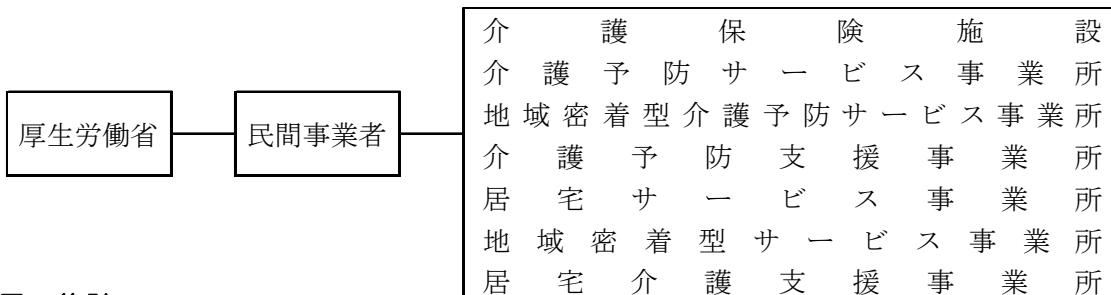
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及びオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数(率)の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。

(5) 表1、表2、参考表以外の数値は推計値である。推計方法については、

厚生労働省HP(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2b.html>)に掲載している。

結 果 の 概 要

この結果は、令和6(2024)年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設・事業所の状況

(1) 施設・事業所数

介護保険施設の施設数をみると、介護老人福祉施設が8,621施設(前年と比べ73施設、0.9%増加)、介護老人保健施設が4,214施設(同36施設、0.8%減少)、介護医療院が917施設(同126施設、15.9%増加)となっている。

介護予防支援事業所数をみると、7,475事業所(同2,114事業所、39.4%増加)となっている。

居宅サービス事業所の事業所数をみると、訪問介護が37,264事業所(同359事業所、1.0%増加)、訪問看護ステーションが18,042事業所(同1,619事業所、9.9%増加)、通所介護が24,585事業所(同8事業所、0.0%増加)となっている。

地域密着型サービス事業所の事業所数をみると、地域密着型通所介護が18,921事業所(同235事業所、1.2%減少)、認知症対応型共同生活介護が14,341事業所(同79事業所、0.6%増加)となっている。(表1)

表1 施設・事業所数(基本票)

	令和6年 (2024)	令和5年 (2023)	各年10月1日現在	
			増減数	増減率(%)
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 621	8 548	73	0.9
介護老人保健施設	4 214	4 250	△ 36	△ 0.8
介護医療院	917	791	126	15.9
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 481	1 512	△ 31	△ 2.1
介護予防訪問看護ステーション	17 487	15 948	1 539	9.7
介護予防通所リハビリテーション	7 978	8 065	△ 87	△ 1.1
介護予防短期入所生活介護	11 361	11 345	16	0.1
介護予防短期入所療養介護	4 702	4 803	△ 101	△ 2.1
介護予防特定施設入居者生活介護	5 443	5 368	75	1.4
介護予防福祉用具貸与	7 612	7 702	△ 90	△ 1.2
特定介護予防福祉用具販売	7 568	7 697	△ 129	△ 1.7
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 117	3 239	△ 122	△ 3.8
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 037	5 067	△ 30	△ 0.6
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 964	13 892	72	0.5
介護予防支援事業所	7 475	5 361	2 114	39.4
居宅サービス事業所				
訪問介護	37 264	36 905	359	1.0
訪問入浴介護	1 641	1 665	△ 24	△ 1.4
訪問看護ステーション	18 042	16 423	1 619	9.9
通所介護	24 585	24 577	8	0.0
通所リハビリテーション	8 030	8 124	△ 94	△ 1.2
短期入所生活介護	11 933	11 905	28	0.2
短期入所療養介護	4 799	4 909	△ 110	△ 2.2
特定施設入居者生活介護	5 969	5 869	100	1.7
福祉用具貸与	7 736	7 830	△ 94	△ 1.2
特定福祉用具販売	7 605	7 718	△ 113	△ 1.5
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 441	1 357	84	6.2
夜間対応型訪問介護	226	221	5	2.3
地域密着型通所介護	18 921	19 156	△ 235	△ 1.2
認知症対応型通所介護	3 370	3 505	△ 135	△ 3.9
小規模多機能型居宅介護	5 478	5 523	△ 45	△ 0.8
認知症対応型共同生活介護	14 341	14 262	79	0.6
地域密着型特定施設入居者生活介護	369	368	1	0.3
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	1 074	994	80	8.0
地域密着型介護老人福祉施設	2 551	2 517	34	1.4
居宅介護支援事業所	37 258	37 784	△ 526	△ 1.4

注:複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

令和5(2023)年まで「介護療養型医療施設」について調査していたが、同施設については、令和6(2024)年3月に廃止された。

(2) 介護保険施設の定員

介護保険施設の種類ごとに定員をみると、介護老人福祉施設が 604,469 人（前年と比べ 6,496 人、1.1% 増加）、介護老人保健施設が 365,939 人（同 3,426 人、0.9% 減少）、介護医療院が 52,837 人（同 5,867 人、12.5% 増加）となっている（表 2）。

表2 介護保険施設の施設数、定員（基本票）

各年10月1日現在

	施設数				定員（人）			
	令和6年 (2024)	令和5年 (2023)	対前年		令和6年 (2024)	令和5年 (2023)	対前年	
			増減数	増減率 (%)			増減数	増減率 (%)
介護老人福祉施設	8,621	8,548	73	0.9	604,469	597,973	6,496	1.1
介護老人保健施設	4,214	4,250	△ 36	△ 0.8	365,939	369,365	△ 3,426	△ 0.9
介護医療院	917	791	126	15.9	52,837	46,970	5,867	12.5

(3) 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たり定員をみると、介護老人福祉施設が70.4人、介護老人保健施設が87.0人、介護医療院が58.2人、1施設当たり在所者数は、それぞれ66.5人、76.7人、53.0人となっており、利用率は介護老人福祉施設及び介護医療院で90%を超えており（表3）。

表3 介護保険施設の1施設当たり定員、1施設当たり在所者数、利用率（詳細票）

各年10月1日現在

	1施設当たり定員（人） ¹⁾		1施設当たり在所者数（人）（9月末）		利用率（%） ²⁾ （9月末）	
	令和6年 (2024)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和5年 (2023)
介護老人福祉施設	70.4	70.0	66.5	66.1	94.5	94.4
介護老人保健施設	87.0	87.0	76.7	76.2	88.2	87.6
介護医療院	58.2	60.2	53.0	54.9	91.1	91.2

注：1) 詳細票における施設数及び定員から算出しており、基本票における施設数及び定員から算出した数値とは一致しない場合がある。

2)「利用率」は、定員に対する在所者数の割合である。

(4) 開設（経営）主体別施設・事業所の状況

介護保険施設の種類ごとに開設主体別施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が95.7%と最も多く、介護老人保健施設及び介護医療院では「医療法人」が75.5%、87.8%とそれぞれ最も多くなっている（表4）。

介護サービス事業所の種類ごとに開設（経営）主体別事業所数の構成割合をみると、多くのサービスで「営利法人（会社）」が最も多くなっているが、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設及び介護予防支援事業所では「社会福祉法人」が最も多く、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護では「医療法人」が最も多くなっている（表5）。

表4 開設主体別施設数の構成割合（詳細票）

（単位：%）

令和6(2024)年10月1日現在

	総 数	都道府県	市区町村	広域連合 ・一部 事務組合	日本赤十字 社・社会 保険関係 団体・独立 行政法人	社会福祉 協議会	社会福祉 法人（社会 福祉協議会 以外）	医療法人	社団・財団 法人	その他の 法人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.4	2.5	1.0	0.1	0.3	95.7	•	-	-	•
介護老人保健施設	100.0	-	2.9	0.5	1.5	0.0	16.1	75.5	2.7	0.8	-
介護医療院	100.0	-	3.4	0.2	1.3	-	1.4	87.8	3.0	0.8	2.2

表5 開設（経営）主体別事業所数の構成割合（詳細票）

（単位：%）

令和6(2024)年10月1日現在

	総 数	地方公共 団体	日本赤十字 社・社会 保険関係 団体・独立 行政法人	社会福祉 法人 ¹⁾	医療法人	社団・ 財団法人	協同組合	営利法人 (会社)	特定期 非営利 活動法人 (NPO)	その他
居宅サービス事業所 (訪問系)										
訪問介護	100.0	0.3	…	14.0	5.4	1.5	1.5	73.2	3.8	0.3
訪問入浴介護	100.0	0.2	…	20.0	1.4	0.6	0.3	77.3	0.3	-
訪問看護ステーション	100.0	1.3	1.3	4.5	18.2	5.3	1.0	66.8	1.3	0.4
(通所系)										
通所介護	100.0	0.3	…	34.0	7.2	0.6	1.4	55.0	1.5	0.1
通所リハビリテーション	100.0	2.5	1.1	8.5	79.2	2.5	…	0.0	…	6.2
介護老人保健施設	100.0	2.7	1.7	17.2	74.7	2.9	…	-	…	0.8
介護医療院	100.0	3.3	-	1.0	90.3	3.2	…	-	…	2.2
医療施設	100.0	2.4	0.6	1.4	82.6	2.1	…	0.0	…	10.8
(その他)										
短期入所生活介護	100.0	1.3	…	86.2	2.5	0.0	0.2	9.2	0.4	0.1
短期入所療養介護	100.0	2.9	1.6	14.2	77.4	2.7	…	-	…	1.1
介護老人保健施設	100.0	2.8	1.6	16.3	75.5	2.9	…	-	…	0.8
介護医療院	100.0	3.1	2.0	0.6	89.9	2.2	…	-	…	2.1
医療施設	100.0	5.3	-	1.2	87.1	0.6	…	-	…	5.8
特定施設入居者生活介護	100.0	0.5	…	21.1	6.8	0.6	0.4	69.6	0.5	0.4
福祉用具貸与	100.0	0.0	…	1.7	1.3	0.6	0.8	94.9	0.5	0.2
特定福祉用具販売	100.0	-	…	1.5	1.0	0.6	0.8	95.5	0.5	0.2
地域密着型サービス事業所										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100.0	-	…	24.7	16.5	1.8	3.7	51.6	1.2	0.4
夜間対応型訪問介護	100.0	0.5	…	37.9	7.3	1.5	3.7	47.4	1.8	-
地域密着型通所介護	100.0	0.3	…	12.1	3.5	1.0	0.9	76.6	5.1	0.4
認知症対応型通所介護	100.0	0.3	…	41.6	11.3	0.9	1.3	38.7	5.6	0.3
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	…	32.2	10.8	0.8	2.6	47.7	5.4	0.3
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.1	…	24.2	14.9	0.5	0.6	55.8	3.8	0.1
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	…	33.7	17.2	0.6	0.3	46.3	1.6	0.3
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	100.0	0.1	…	19.9	21.0	3.7	3.1	49.8	2.2	0.1
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	1.0	-	99.0	-	-	-	-	-	-
介護予防支援事業所	100.0	16.1	…	48.7	13.9	3.5	1.1	15.2	0.8	0.6
居宅介護支援事業所	100.0	0.8	…	25.1	15.7	3.0	2.2	50.3	2.3	0.5

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設については開設主体であり、それ以外は経営主体である。

調査した開設（経営）主体以外は「…」とした。

1)「社会福祉法人」には社会福祉協議会を含む。

2 従事者数の状況

介護保険施設の種類ごとに職種別従事者数をみると、介護老人福祉施設の介護職員は 299,123 人、介護老人保健施設の介護職員は 124,137 人となっている。

介護サービス事業所の種類ごとに職種別従事者数をみると、訪問介護の訪問介護員は 520,612 人、通所介護の介護職員は 221,372 人となっている。(表 6)

表6 職種別にみた従事者数（詳細表）

(単位：人)

令和6(2024)年10月1日現在

	介護保険施設			訪問系			通所系			その他				
	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護 医療院	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護 ステーション	通所介護	地域密着型 通所介護	通所リハビリテーション			短期入所 生活介護 ¹⁾	特定施設 入居者 生活介護	認知症対 応型共同 生活介護
									介護老人 保健施設	介護老人 医療院	医療施設			
総 数 ²⁾	489 252	267 470	43 760	563 310	24 377	200 229	486 131	228 032	65 894	1 183	56 192	368 598	201 936	254 844
医師	13 248	8 428	5 440	450	154	5 376	138	7 198	12 940
看護師 ³⁾	29 654	33 159	9 312	...	7 224	128 935	43 322	18 470	4 045	92	4 549	22 375	18 840	*7 233
准看護師	14 111	14 213	4 406	...	2 990	9 877	22 795	9 517	2 004	32	1 647	11 673	6 536	*2 874
機能訓練指導員	12 794	67 779	37 516	13 038	7 821	...
看護師（再掲）	3 899	29 967	15 851	4 618	2 871	...
准看護師（再掲）	2 625	15 530	8 123	3 288	1 259	...
柔道整復師（再掲）	1 098	5 369	5 078	886	713	...
あん摩マッサージ 指圧師（再掲）	545	1 728	1 752	437	305	...
はり師・きゅう師 (再掲)	114	620	789	87	52	...
理学療法士	*2 676	15 035	2 207	28 666	*9 498	*4 041	11 525	236	13 720	*2 237	*1 646	...
作業療法士	*1 499	9 313	1 131	12 308	*4 407	*1 598	6 276	89	4 166	*1 254	* 773	...
言語聴覚士	* 338	2 892	585	3 527	* 661	* 283	1 727	26	1 251	* 231	* 203	...
介護支援専門員	14 156	8 359	1 549	7 892	...	* 16 500
計画作成担当者	7 389	23 689
生活相談員・支援相談員	14 312	11 223	61 190	39 922	14 936	8 752	...
社会福祉士（再掲）	3 596	3 375	4 913	2 765	3 341	1 063	...
介護職員（訪問介護員）	299 123	124 137	15 818	520 612	12 850	...	221 372	95 139	31 708	521	22 388	212 832	122 913	211 655
介護福祉士（再掲）	185 188	82 397	9 235	260 274	5 561	...	104 640	39 021	20 050	318	12 224	129 368	62 169	98 034
実務者研修修了者 (再掲)	40 539	1 186
旧介護職員基礎研修課 程修了者（再掲）	4 890	87
旧ホームヘルパー1級 研修課程修了者（再掲）	9 640	101
初任者研修修了者 (再掲)	195 307	2 424
生活援助従事者研修修 了者（再掲）	1 573
障害者生活支援員	64
管理栄養士	11 185	6 395	1 269	2 599	583	2 647	40	960	8 878
栄養士	2 304	942	226	1 135	312	301	4	132	2 847
歯科衛生士	820	709	180	670	306	284	4	181
調理員	24 299	8 851	19 505	7 665	22 209
その他の職員	43 815	20 008	...	42 698	1 313	16 917	45 313	18 448	38 978	29 684	19 500

注:従事者数は実人員数である。

従事者数はサービス毎に調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。

介護保険施設以外は、一部のサービスを抜粋したものである。

介護予防を一体的に行っている事業所の従事者を含む。

介護予防のみ行っている事業所、従事者数不詳の事業所は含まない。

「※」は「機能訓練指導員」、「*」は「介護職員」、「**」は「計画作成担当者」の再掲である。

1)「短期入所生活介護」は、空床利用型の従事者を含まない。

2)「総数」は調査した職種の実人員の計であり、介護保険施設は掲載のない職種分も含む。

3)「看護師」は、保健師及び助産師を含む。

参考表 施設・事業所数（基本票）

各年10月1日現在

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
介護保険施設					
介護老人福祉施設	8 306	8 414	8 494	8 548	8 621
介護老人保健施設	4 304	4 279	4 273	4 250	4 214
介護医療院	536	617	730	791	917
介護療養型医療施設 ¹⁾	556	421	300	197	•
介護予防サービス事業所					
介護予防訪問入浴介護	1 561	1 483	1 547	1 512	1 481
介護予防訪問看護ステーション	12 115	13 221	14 445	15 948	17 487
介護予防通所リハビリテーション	8 274	8 225	8 148	8 065	7 978
介護予防短期入所生活介護	11 134	11 256	11 325	11 345	11 361
介護予防短期入所療養介護	5 098	4 966	4 867	4 803	4 702
介護予防特定施設入居者生活介護	5 033	5 174	5 273	5 368	5 443
介護予防福祉用具貸与	7 463	7 648	7 779	7 702	7 612
特定介護予防福祉用具販売	7 506	7 636	7 772	7 697	7 568
地域密着型介護予防サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護	3 536	3 445	3 390	3 239	3 117
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 076	5 145	5 107	5 067	5 037
介護予防認知症対応型共同生活介護	13 612	13 703	13 745	13 892	13 964
介護予防支援事業所	5 249	5 280	5 331	5 361	7 475
居宅サービス事業所					
訪問介護	35 075	35 612	36 420	36 905	37 264
訪問入浴介護	1 708	1 705	1 709	1 665	1 641
訪問看護ステーション	12 393	13 554	14 829	16 423	18 042
通所介護	24 087	24 428	24 569	24 577	24 585
通所リハビリテーション	8 349	8 308	8 234	8 124	8 030
短期入所生活介護	11 668	11 790	11 875	11 905	11 933
短期入所療養介護	5 220	5 068	4 969	4 909	4 799
特定施設入居者生活介護	5 454	5 610	5 760	5 869	5 969
福祉用具貸与	7 545	7 770	7 927	7 830	7 736
特定福祉用具販売	7 529	7 657	7 800	7 718	7 605
地域密着型サービス事業所					
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	1 099	1 178	1 255	1 357	1 441
夜間対応型訪問介護	220	221	223	221	226
地域密着型通所介護	19 667	19 578	19 394	19 156	18 921
認知症対応型通所介護	3 868	3 753	3 701	3 505	3 370
小規模多機能型居宅介護	5 556	5 614	5 570	5 523	5 478
認知症対応型共同生活介護	13 977	14 085	14 139	14 262	14 341
地域密着型特定施設入居者生活介護	354	365	361	368	369
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	711	817	901	994	1 074
地域密着型介護老人福祉施設	2 413	2 474	2 502	2 517	2 551
居宅介護支援事業所	39 284	39 047	38 538	37 784	37 258

注:複数のサービスを提供している事業所は、各々に計上している。

1)「介護療養型医療施設」は、令和6(2024)年3月に廃止された。

用語の定義

施設・事業所

1 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

(3) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

(4) 介護療養型医療施設（令和6（2024）年3月に廃止）

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

2 介護予防サービス事業所・居宅サービス事業所

以下のサービスを行う事業所。

(1) 訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護（ステーション）、訪問看護（ステーション）

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、介護医療院、医療施設に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

3 地域密着型介護予防サービス事業所・地域密着型サービス事業所

以下のサービスを行う事業所。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間ににおいて、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(3) 地域密着型通所介護

小規模の老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通い、又は短期間宿泊し、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(6) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(8) 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス

4 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設

5 介護予防支援事業所

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

6 居宅介護支援事業所

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事

業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うことを目的とする事業所

開設・経営主体

(1) 日本赤十字社・社会保険関係団体

日本赤十字社、厚生（医療）農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設においては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」として表章した。（老人福祉法附則第6条の2の規定により、特別養護老人ホームについては、厚生（医療）農業協同組合連合会は社会福祉法人とみなされるため。）

(2) 独立行政法人

独立行政法人通則法の規定及び個別法の定めるところにより設立された法人

(3) 社会福祉法人

社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人（地方公共団体が設立した社会福祉事業団を含む）

(4) 医療法人

医療法第39条の規定に基づく医療法人

(5) 社団・財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づき設立等された一般社団法人及び一般財団法人

(6) 協同組合

農業協同組合法の規定に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法の規定に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

ただし、訪問看護ステーションにおいては、厚生（医療）農業協同組合連合会を「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」として表章した。

(7) 営利法人（会社）

会社法の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社（会社法施行前の有限会社を含む）

(8) 特定非営利活動法人（NPO）

特定非営利活動促進法第2条の規定に基づく特定非営利活動法人